

平成 29 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試 C 日程 試験問題

公 法 系（憲法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 2 枚である。
2. 配点は、50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1 枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した穴法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

下記の事例に含まれる憲法上の問題点を判例に言及しつつ論じなさい。なお、森林法の規定については参照条文を前提にしなさい。

XとYは、兄弟であり、父から森林を生前贈与され、それぞれ2分の1の持分の共有者である。XとYは、Yが本件森林の一部の立木をXに断りなく伐採させたことから、本件森林をめぐる紛争状態にある。XはYとの間で本件森林の分割協議を行っていたが、分割協議が成立する見込みが立たなくなった。そこでXは、共有分割請求権を制限する森林法の規定は違憲であると主張して、本件森林の共有分割請求訴訟を提起した。

〔参照条文〕

森林法

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

第186条 森林の共有者は、民法（明治29年法律第89号）第256条第1項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求できない。ただし、各共有者の持分の価額に従いその過半数をもつて分割の請求をすることを妨げない。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題

本問は、共有森林の分割請求権を制限する森林法 186 条本文の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、財産権に関する基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。